

申請・届出書 R4 Ver.20.10 の予定

申請・届出書 R4 Ver.20.10 のリリース予定について、以下のとおりご連絡します。
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン	(データ変換対象)
申請・届出書 R4	Ver. 20.10 ※1	Ver. 17.20 以降 ※2
申請・届出書 R4 電子申告更新用	e1 ※3	—

- ※1 ライセンスが変更になります。20.1 用のライセンスが必要です。
また、E i ボード Ver. 20.10a 以降がインストールされた環境が必要です。
- ※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 17.20～19.21 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 20.10) で使用できるようになります。
(参照「[3-3. Ver. 17.11 以前のデータ変換について](#)」)
- ※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 20.10 以降です。

2. 日程 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2020年 5月 25日 (月)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD オプション契約ご加入のお客様の CD 送付開始	2020年 6月 2日 (火)

申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて

申請・届出書 R4 (Ver. 20.10) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e1) および電子申告 R4 (Ver. 20.10) の公開も同日 (2020年 5月 25日) を予定しています。

3. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応予定は以下のとおりです。

3-1. 様式対応

■国税

公開されている国税庁の申請・届出様式に合わせて以下の帳票のフォームを変更予定です。

変更	消費税の更正の請求書（法人用）/（個人用）	
	法人税の更正の請求書と同様に、課税標準額や税額にプレ0印字の「00」「000」が追加されました。（令和元年9月30日以前終了課税期間用 / 令和元年10月1日以後終了課税期間用）	
	(旧) 消費税の更正の請求書	
	区 分	この請求前の金額 更正の請求金額
	課 税 標 準 額 ①	
	消 費 税 額 ②	
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③	
	(新) 消費税の更正の請求書	
	区 分	この請求前の金額 更正の請求金額
	課 税 標 準 額 ①	000円 000円
消 費 税 額 ②		
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00 00	
中 間 納 付 税 額 ⑩	00 00	
納 付 税 額 (⑩-⑨) ⑪	00 00	
中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00 00	
地方消費税の課税標準となる消費税額		
控 除 不 足 還 付 税 額 ⑬		
差 引 税 額 ⑭	00 00	
還 付 税 額 ⑮		
納 付 税 額 ⑯	00 00	
中 間 納 付 還 付 税 額 ⑰	00 00	
納 付 還 付 税 額 (⑰-⑱) ⑲	00 00	
中 間 納 付 還 付 還 付 税 額 (⑰-⑱) ⑳	00 00	

「令和元年9月30日以前終了課税期間用」と「令和元年10月1日以後終了課税期間用」は、入力内容が同じですが、様式の番号が異なりますので、「課税期間（至）」の日付により様式番号を切り替えて印刷します。

【法人用】
 課税期間（至） < 2019/10/01 の場合：第28-(11)号様式 (Ver. 19.21 と同じ)
 課税期間（至） ≥ 2019/10/01 の場合：第6-(2)号様式
 課税期間（至） の日付がない場合：第6-(2)号様式

【個人用（平成27年4月1日以後開始）】
 課税期間（至） < 2019/10/01 の場合：第28-(10)号様式 (Ver. 19.21 と同じ)
 課税期間（至） ≥ 2019/10/01 の場合：第6-(1)号様式
 課税期間（至） の日付がない場合：第6-(1)号様式

以下の帳票は、起動時のメッセージでご案内しているとおり、Ver. 20.1 でメニューから削除します。

削除	欠損金の繰戻しによる還付請求書（平成 30 年 4 月 1 日前終了事業年度分）
----	--

以下の帳票を追加予定です。

追加	<p>源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書 令和 2 年分の年末調整から、従業員から年末調整申告書に記載すべき事項（生命保険料控除、地震保険料控除証明書等）について、電子データにより提供を受けるためには、勤務先があらかじめ所轄税務署長に提出し、その承認を受ける必要があります。</p> <p><年末調整手続きの電子化概要図> 国税庁 HP より：年末調整手続きの電子化及び年調ソフト等に関する FAQ（PDF/2,6MB） 令和 2 年 10 月以降（電子化後）</p>
	<p>e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書 e-Tax による申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書 特例の申請書は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により e-Tax を使用することが困難であることを明らかにする書類の添付が必要とされています。</p> <p>国税庁 HP：e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)</p>

■ 地方税

東京都主税局の様式に合わせて以下の帳票の出力フォームを変更します。

変更	<p>法人設立・設置届出書（都道府県用） / （市町村用） 従来どおり、国税（税務署用）と地方税（都道府県用、市町村用）では、必要な項目が異なりますが、入力画面は共通で、プレビュー（出力）時に各フォームに合わせて出力します。</p>
	<p>異動届出書（都道府県用） / （市町村用） 書面の帳票フォームにある（記載不要）欄が削除されたため、「異動事項等」の行が 4 行（現行</p>

	2行) 出力できるようになります。
--	-------------------

3-2. 国税の電子申告対応

5/25 受付開始予定の e-Tax の手続きに対応します。
 今回追加した以下の帳票について電子申告に対応します。

追加	源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書
	e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書・e-Tax による申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書

以下の帳票は電子申告の受付対象外のため、来年(Ver. 21. 10)にメニューから削除する予定です。

削除	申告期限の延長の特例の申請書 (旧帳票)
----	----------------------

※データがある場合は、必要に応じて印刷、PDF ファイル出力等をおこなってください。

3-3. Ver.17.11 以前のデータ変換について

申請・届出書 R4Ver.17.11 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。申請・届出書 R4Ver.20.10 起動時に Ver.17.11 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.17.20 のデータに変換されます。Ver.20.10 でデータを使用する場合は「旧データ」変換をおこなってください。

4. 連動可能な製品バージョン

システム名	バージョン	
電子申告 R4	Ver. 20. 10～	電子申告へ連動
事務所管理 R4 (顧問先管理)	Ver. 19. 20～	ファイリング機能

以上、よろしくお願ひいたします。